

総社市告示第24号

総社市住宅災害復旧等資金利子補給要綱（令和元年総社市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(利子補給の対象者)</p> <p>第2条 利子補給の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす被災者とする。 ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 居住の用に供するため、市内において住宅を建設若しくは購入又は災害により被害が生じた住宅を補修により復旧するに当たり、<u>令和3年7月31日</u>までに、普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱金融機関及び住宅金融支援機構（以下「金融機関」という。）から住宅の災害復旧を目的とした50万円以上の融資（以下「資金融資」という。）の貸付決定を受けること。</p> <p>(3) 資金融資の償還（利子のみの償還を含む。以下同じ。）を、<u>令和4年12月31日</u>までに開始すること。</p> <p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第4条 利子補給を受けようとする者は、<u>令和3年7月31日</u>までに利子補給金交付承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(利子補給の対象者)</p> <p>第2条 利子補給の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす被災者とする。 ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 居住の用に供するため、市内において住宅を建設若しくは購入又は災害により被害が生じた住宅を補修により復旧するに当たり、<u>被災日（災害により被災者となった日をいう。以下同じ。）</u>から起算して2年を経過する日までに、普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱金融機関及び住宅金融支援機構（以下「金融機関」という。）から住宅の災害復旧を目的とした50万円以上の融資（以下「資金融資」という。）の貸付決定を受けること。</p> <p>(3) 資金融資の償還（利子のみの償還を含む。以下同じ。）を、<u>令和3年12月31日</u>までに開始すること。</p> <p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第4条 利子補給を受けようとする者は、<u>被災日から起算して2年を経過する日</u>までに利子補給金交付承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。